

第62回日本弁護士連合会市民会議議事録

日時：2019年（令和元年）7月8日（月）15時30分～17時30分

場所：弁護士会館16階来賓室

出席者：（委員）

議長 北川 正恭（早稲田大学名誉教授）
副議長 井田 香奈子（朝日新聞東京本社国際報道部次長）
委員 中川 英彦（元京都大学法学研究科教授）
清原 慶子（ルーテル学院大学客員教授・前三鷹市長）
ダニエル・フット（東京大学大学院法学政治学研究科教授）
湯浅 誠（法政大学現代福祉学部教授）
逢見 直人（日本労働組合総連合会会長代行）
村木 厚子（元厚生労働事務次官）
吉柳 さおり（株式会社プラチナム代表取締役、株式会社ベクトル取締役副社長）
河野 康子（一般財団法人日本消費者協会理事、NPO法人消費者スマイル基金事務局長）
駒崎 弘樹（認定NPO法人フローレンス代表理事、新公益連盟代表理事）

（日弁連）

会長 菊地 裕太郎
副会長 関谷 文隆、齋藤 和紀、木山 義朗
事務総長 菰田 優
事務次長 小町谷 育子、大坪 和敏、武内 大徳、奥 国範、永塚 良知、
柳楽 久司、添田 真一

（説明協力者）

犯罪被害者支援委員会副委員長 山崎 勇人
同 事務局長 合間 利
死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部事務局長 小川原 優之

以上 敬称略

1. 開会

（奥事務次長）

それでは定刻となりましたので、第62回の日弁連市民会議を始めさせていただきたいと思っております。冒頭、進行させていただきます担当事務次長の奥でございます。よろしくお

願いいいたします。事前配布資料ですけれども、こちらの資料と別冊のリーフレットがお手元にございますでしょうか。

日弁連側で本年度初めて出席する者から、自己紹介をさせていただきたいと思います。

(関谷副会長)

皆さん、こんにちは。本年度、市民会議を担当いたします副会長の関谷文隆と申します。第二東京弁護士会でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(齋藤副会長)

こんにちは。はじめまして。本年度副会長をしております千葉県弁護士会所属の齋藤和紀と申します。死刑問題について担当しております。よろしくお願い致します。

(木山副会長)

鹿児島県弁護士会の木山でございます。犯罪被害者支援の担当をしております。よろしく願いいいたします。

(柳楽事務次長)

本年6月から事務次長に就任いたしました、第二東京弁護士会所属の柳楽と申します。主な担当は、各種法律相談の弁護士費用が保険で賄われるという弁護士費用保険や、研修・広報などを担当しております。本日の議題は直接担当していないところですが、広報担当として市民会議に大変興味を持っております。何とぞよろしくお願い致します。

(山崎犯罪被害者支援委員会副委員長)

皆さん、こんにちは。犯罪被害者支援委員会の副委員長をさせていただいております、第一東京弁護士会所属の山崎と申します。本日は、まず「犯罪被害者支援に関する取組」についてご説明をさせていただき、その後、皆さんからご質問等を受けさせていただきたいと思っております。よろしくお願い致します。

(合間犯罪被害者支援委員会事務局長)

犯罪被害者支援委員会の事務局長をしています、合間と申します。私は千葉で弁護士をしまして、千葉県弁護士会でも犯罪被害者支援の委員会に入って活動しています。本日は、議題①犯罪被害者支援に関する取組についてご説明させていただきますので、ご質問があれば是非願いいできればと思います。よろしくお願い致します。

(奥事務次長)

ありがとうございます。

それでは北川議長、進行よろしく願いいいたします。

2. 開会の挨拶

(北川議長)

それでは開会させていただきます。委員の皆さま、お忙しい中、ご出席をいただき、ありがとうございます。

3. 菊地裕太郎日弁連会長挨拶

(北川議長)

最初に菊地裕太郎日弁連会長から、一言ご挨拶をいただきたいと思います。

(菊地会長)

会長の菊地裕太郎でございます。本年度第1回目の市民会議ということで、楽しみにしてまいりました。

この市民会議では、前回取り上げたテーマに関する議論がその後どうなっているかご報告することが慣例になっておりますので、お話ししたいと思います。

前は「『人質司法』からの脱却～身体拘束の在り方と弁護人立会い～」、「外国人労働者の受入れ～共生する社会の構築～」という二つのテーマについて議論いただきました。人質司法については、著名な事件などもございまして、話題が盛り上がっておりました。今年の人権擁護大会でもこのテーマについてシンポジウムを行います。弁護人の立会いの実現に向けた工夫の仕方や、身体拘束の在り方も含めて議論いただくことになると思います。日本の刑事訴訟法の大変革になるだろうと感じております。機が熟したのだという気持ちで取り組んでいます。

それから、外国人労働者の問題については、昨年の人権擁護大会でも宣言をいたしまして、今は、外国人労働者の方々の司法アクセスをどう確保するかというのが非常に大きなテーマになっています。全国各地に100か所以上作られるワンストップセンターと協力して、ワンストップセンターにアクセスポイントを作りたいということで、法務省等と今企画しております。言語の壁も含めて、我々弁護士の体制が整うよう、これに取りかかりたいというふうに思っております。

本日は、犯罪被害者支援と死刑制度についてということで、今最も話題になっています。ご承知のように、連日痛ましい事件が起きています。ご家族を含めて犯罪被害者の方々をどう救済していくかということについては、日本の法制は立ち後れており、大きな問題でございます。

それから死刑制度についてであります。テーマに上がったということは、それだけ機が熟してきたということではないかと思っております。この問題に関する運動が、いよいよ秋、そして2020年の京都コンGRESSに向けて、大きなうねりを作る雰囲気が出てきております。是非先生方のご意見を参考にしてこれからの運動に役に立てたいという思いで、これを選ばせていただきました。

是非活発な、忌憚のないご意見をいただければと思っております。市民会議で先生方からいただいた意見というのは非常に記憶に残るものですから、本日もどうぞよろしく願います。ありがとうございます。

(北川議長)

どうもありがとうございました。

4. 議事録署名人の決定

(北川議長)

次に、議事録の署名人を私からご指名させていただきます。湯浅委員と村木委員を指名させていただきます。ご了解いただけますでしょうか。では、よろしくお願いいたします。

5. 議事

(北川議長)

それでは議事に入ります。お手元に配布されている議題のとおり進めさせていただきます。資料は若干前後しておりますので、ご注意くださいらと思います。

議題① 犯罪被害者支援に関する取組について

(北川議長)

それでは第1の議題として「犯罪被害者支援に関する取組について」を検討していきますと思います。まず木山義朗副会長、山崎勇人犯罪被害者支援委員会副委員長、合間利同事務局長にご説明をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(合間事務局長)

では、弁護士による被害者支援の現状と課題について、説明させていただきます。15分程度ということですので、概括的なことにとどまるとは思いますけれども、犯罪被害者支援の一端をご理解いただければと思っております。

まず、犯罪被害者の置かれている現状を端的に理解いただくために、具体的な事例として、殺人事件が発生した事例を想定してみます。父母、大学生で成人の兄、中学3年生の妹の4人家族で、父が殺され、母が負傷し入院したという事件が発生しました。そうすると、いろいろなことが一度に起こります。まず、治療費、生活費、学費など、お金の問題があります。日常生活を送ること自体にも問題が出てきます。子どもたちや母への精神的なケアも必要となります。当然母の治療も必要です。刑事事件の関係者として、捜査機関に対する対応も必要になってきます。報道機関への対応もあります。

一旦事件が起これば、被害者は突然発生したこれらの問題に一度に対処しなければならなくなります。被害者が何を求めているのか、どのような支援が必要か。考えなければならないことが多岐にわたることは、ご理解いただけたらと思います。

それでは、弁護士は、事件が発生したその直後、どのような支援を行うことができるのでしょうか。まず考えられるのが、報道対応になります。殺人事件に限りませんが、耳目を集める事件では、事件発生直後から報道関係者が被害者の情報を取ろうとします。被害者ご本人の名前だけでなく、仕事や生い立ち、写真、エピソードなどを取材しようとし、被害者本人やご遺族からコメントを取ろうとします。

しかし、被害者ご本人やそのご遺族は、事件の発生によりただでさえ混乱していますし、事件への対応にも追われています。先ほどの殺人事件の例で言えば、ご遺体の確認や司法

解剖の結果を待つだけでも相当な負担です。そのような状況の中、会ったこともない大勢の人間からの絶え間ない取材に対し、外向きの対応をするのは、極めて大きな負担になります。

そこで、被害者ご本人やご遺族の代理人として弁護士が付き、報道機関の窓口となるといった活動を行うことがあります。これによって、被害者本人やご遺族に対する直接の取材を取りやめるように申し入れをし、何かあったら代理人弁護士に連絡するよう、窓口を一本化します。

この申し入れによって、直接の取材は概ね止まります。そして、行動に問題があると感じたら、報道機関に申し入れなどもします。報道機関の求めに応じて、被害者側からコメントを発表することもあります。取材が葬儀に及ぶこともありますから、弁護士として葬儀に立ち会うということもあります。

私が経験した事例では、直接の取材や葬儀での取材はお断りをし、遺族のコメントという形で対応させていただきました。それによって、遺族への直接の取材はなくなりました。ただ、葬儀の際、式場の敷地内に入らないということまでは徹底できたのですが、望遠カメラで狙っていて、葬儀の際のご遺影をそのまま写されてニュースに流されてしまったということがありました。報道対応というのはこういった難しい点もあります。

先ほど会長からもお話がありましたが、最近の事件では、被害者本人やご遺族のコメントが弁護士を通じて発表されるということも多くなってきたと思います。それがまさに今ご紹介した、弁護士による支援活動の一環ということになります。

ただ、このような事件発生直後に弁護士が被害者支援活動をするのは、制度として固まっているものでは決してありません。被害者ご自身が弁護士を探した場合は別ですが、通常は警察などの捜査機関や各地の被害者支援センターなどから、各地の弁護士会の被害者支援委員会などに派遣の依頼が事実上なされる形で行っています。ただ、そのような連携体制が、必ずしも全国に行き渡っているわけではありません。

また、その際の弁護士の費用も問題になりますが、私選という形でなければ、支援する弁護士は、日弁連の特別会費で運用されている犯罪被害者法律援助事業というのを使っています。お手元の資料に一覧表を付けたのですけれども、報道対応だけでなく、後ほど述べるような捜査機関への事情聴取の同行、弁護人からの示談の申し入れに対する対応など、被害者参加の国選に対応できない部分については、2019年度では、約1,400件が利用されて、1億8,000万円が弁護士会から支出されています。

この一覧表では、左から3番目の犯罪被害者と書いてあるところ、全国的に使われているというのが一覧してお分かりになると思います。その一番下に1,656件、このうち246件が法律相談ですから、実際に代理という形で行ったのは約1,400件ということになります。

事件発生直後、報道対応の必要がなくても、先ほど少し述べたように、被害者本人やご遺族には否応なく対処しなければならない問題が数多く発生します。その全てに弁護士が

関わるわけではないのですが、被害者支援を考える上で、改めて少し触れさせてください。

被害者本人やご遺族にとって、日常生活がこれまでのものとは違ってしまいます。例えば、家から出て話しかけられたらどうするのか。それを考えただけで、外出や買い物、通学もこれまでどおりとはいきません。仮に担い手を欠いたとしても、家事や育児や介護は続けなければなりません。ほかにも、引越しをしなければいけない場合や、日給で働いている家庭などでは当座の生活費にも事欠く場合があります。

私の担当した被害者の方は、自宅アパートが殺人未遂の被害場所になったため、引越しを余儀なくされました。畳に血痕が付いてしまったことから、そのクリーニング費用を請求されました。本来は加害者が払うべきものですが、現実的には難しいですし、住宅保険の対象にもならないことから、結局、早く引っ越したいということで、被害者ご自身が何とかお金を都合して、引っ越したということもありました。

様々な手続きもしなければいけません。死亡届だけでなく、保険金や健康保険の手続、各種の支援制度の利用は、役所に行って、一つの窓口で一回に済むわけではありません。そのほかにもカウンセリングなどの精神的ケア、身体的治療の継続とその費用の捻出などの対応が必要になってきます。

これらの対応については、弁護士というよりも、まず身近な支援活動・支援者が必要ですし、それが継続的になされる必要があります。

そこで、我が国の現在の身近な被害者支援がどうなっているのか、簡単に触れさせていただきます。

役所の窓口での対応や必要に応じた一時金の給付、家事などの援助という点からすれば、犯罪被害者の支援条例が制定されているところであれば、区市町村などによって対応がなされる場合があります。ただ、全ての都道府県、区市町村で制定されているわけではなく、日弁連の犯罪被害者支援委員会で調べた範囲では、被害者支援に特化した条例は、都道府県で17、政令指定都市で6しか制定されていません。お手元の資料に一覧表を掲載させていただきましたけれども、現状、黒い文字で書いてあるところが被害者支援に特化した条例ということになります。

細い文字で書いてあるところは、被害者支援の条例の一文はあるのですけれども、一文書いてあるだけで、具体的な支援は書いていないので、そこは含めていません。さらに、最も身近で、特に実際の支援に当たることになる区市町村についても、正確な資料は今回ご用意していませんけれども、状況は変わりません。私は千葉県弁護士会の所属ですが、千葉では県の条例はありませんし、四つの市町村にしか被害者支援条例はありません。

支援者ということ言えば、日本では今、民間の被害者支援センターが全国に設置され、各地の実情に応じて刑事手続の支援、カウンセリング、福祉的な制度の利用を含めた被害者支援制度の紹介などを行っています。

また、性暴力・性犯罪の被害者支援に特化した支援組織として、性暴力・性犯罪被害者

のためのワンストップ支援センターも全都道府県に一つ以上設置されています。このワンストップ支援センターの組織の形は様々ですけれども、医療的な対応からカウンセリングまで、幅広く性暴力・性犯罪被害者の支援活動を行っています。

ただ、これらの二つのセンターは、ボランティア精神の方が手弁当でやっていることも多く、かなりの負担をかけていて、金銭的な支援が十分になされているわけではありません。

もちろん警察にも犯罪被害者の支援室があり、ほかにも様々な犯罪被害者支援のための団体・組織があって、それぞれが支援活動を行っています。そして、これらの支援の過程で、法的支援が必要になった場合、各地の弁護士会がその地方の実情に応じて組織と連携し、要請があれば、弁護士が法的支援に入るといった形になります。

そこで、弁護士による法的支援のご紹介になります。もちろん、先ほど申し上げたような団体との連携に基づいて弁護士が担当する場合だけでなく、被害者ご自身が日本司法支援センター（法テラス）や各種の法律相談を通じて、弁護士に依頼する場合も多いです。

弁護士による支援としては、先ほどご紹介した報道対応のほか、刑事手続で言えば、裁判になる前であれば、被害者の事情聴取に同行したり、捜査機関との窓口になって橋渡しをしたりします。また、加害者側の弁護人から示談の申し入れがあった場合、被害者側の窓口をすることも多いです。

実際に裁判になった後であれば、一定の罪については、被害者参加制度という制度があります。被害者が参加する意向を有している場合には、参加弁護士として被害者と一緒に法廷に出席したり、被告人に質問したりするなど、被害者から委託を受けた活動を行い、また被害者の裁判での活動を支援します。被害者参加については、国選の制度があるので、そこから費用が出ます。

また、民事手続で言えば、各地の警察が支給の窓口になっている犯罪被害者等給付手続の援助もします。損害賠償命令という新しい制度ですけれども、刑事裁判の後に刑事裁判の証拠を使って、刑事裁判官が被害者への損害の賠償を判断する制度があります。その制度の被害者側の代理人や、一般の民事の損害賠償命令の裁判の代理人として活動して、経済的な損害が少しでも填補されるよう活動することも多いです。

ただ、金銭的な賠償を受けるという意味では、現状は極めて不十分です。例えば犯罪被害者等給付金は、少しずつ改正はされているのですけれども、金額として決して十分なものではありません。一例を挙げれば、私が担当した事例で、カラオケボックスで因縁をつけられて、全く関係ない方から暴行を受けて、後遺障害等級1級になって、ベッドから自分では起き上がれず、車椅子生活になってしまった大学生の方の障害給付金は約2、200万円でした。果たしてこれが十分と言えるのかということを考えていただければと思います。

また、たとえ民事裁判で勝ったとしても、加害者側に資力、つまりお金がなければ、判決は絵に描いた餅にすぎません。実際の回収は厳しいものがあります。

これまで申し上げたとおり、犯罪被害者支援の現場に、所々弁護士は顔を出すようになりました。ただ、犯罪被害者支援の現状は、決して十分なものではないということも痛感しています。

そこで、犯罪被害者支援委員会を主体として、被害者支援をより一層充実させるために、一昨年の日弁連の人権擁護大会において、「犯罪被害者の誰もが等しく充実した支援を受けられる社会の実現を目指す決議」が採択されました。決議の要点は、損害回復の実効性の確保、経済的支援の拡充、公費による被害者支援弁護士制度の確立、性暴力・性被害のためのワンストップ支援センターの整備、被害者支援条例の制定などを求めているものです。

弁護士の活動という面からすれば、弁護士の被害者支援活動の費用も、犯罪被害者法律援助事業として日弁連の特別会費で賄っていますので、何とか国費で被害者支援弁護士の制度を実現したいと考えています。

最後に、現状の被害者支援は、各地の実情に応じて行われていることが多く、これは言い方を変えれば、各地によって差があるということになります。また、被害者支援制度を管轄する国の省庁も一元化されているわけではありません。

そこで、犯罪被害者支援委員会としては、人権擁護大会の決議でも触れたのですが、犯罪被害者支援を専門的・一元的に扱う省庁として、北欧に例のある犯罪被害者庁の設立を最終的に目指していきたいと考えて活動している次第です。

私からの報告は以上になります。ありがとうございました。

(北川議長)

どうもありがとうございました。あとはよろしいですか。どうぞ。

(木山副会長)

今、合間弁護士から説明があったように、犯罪被害者支援という制度は、犯罪被害者本人がある程度主体的に対応しなくてはいけない制度になっていると思います。これは、災害救助と比較して考えたらよく分かると思うんです。

災害が起こると、炊き出しや仮設住宅の設置などいろいろな形で、行政、国、日弁連もすぐに対策本部を設けます。犯罪被害者支援については、そういった体制が一切ないので、犯罪被害者の方が自分で制度を利用して、それに弁護士が付くということになります。まだ制度自体がきちんとしたものになっていないと思います。ですから、特に被害回復については、損害賠償命令も民事訴訟も、犯罪被害者の方が自分でやらないといけません。費用も、日弁連が犯罪被害者法律援助事業という形でやっているところもあり、全て、災害救助と比較すると、かなり遅れていると思います。

それと、このように犯罪被害者支援の制度が作られてきたのは、ここ10年、20年の話なのです。日弁連に犯罪被害者委員会ができたのは、平成11年12月です。それから、いろいろな法律ができ始めて、被害者参加制度も平成19年にできました。まだ10年ほどの話です。損害賠償命令制度も同時にできたということで、まだまだヨーロッパ諸国などに比べると遅れていると思います。

そういった状況で、犯罪被害者支援庁を設立すれば、かなり状況は良くなるのではないかというのが、日弁連の犯罪被害者支援委員会の考えです。

被害者参加制度というのは、あくまで刑事事件に被害者の立場でも参加するという制度ですから、被害回復とは直接関係ないわけです。各地の犯罪被害者支援条例には、被害の回復に資する見舞金の給付を定めるものも少なくありません。ただ、それも47都道府県中まだ一部にとどまるということで、今、犯罪被害者支援委員会では、全県に犯罪被害者支援条例を作ろうと頑張っているわけです。

あと、性暴力・性犯罪被害者のために、病院拠点型のワンストップ支援センターというのを全ての都道府県に設置しようということにも取り組んでおりますが、これもまだ一部しかできていない状況です。

以上でございます。

(北川議長)

ありがとうございました。

それでは、ただ今のご意見等について、委員の皆さんからご質問、ご意見等をいただけたらと思います。駒崎委員。

(駒崎委員)

駒崎です。ご説明ありがとうございました。私自身も過去に殺人予告をされまして、刑事事件化し、その犯人は捕まったんですけども、引越しをしなくてはいけなくて、引越し費用などを損倍賠償請求しようと思ったら、相手に資力がなくて、ほぼ1円も取れずに、非常に歯がゆい思いをいたしました。

そういったこともあって、僕の場合は別に殺されなかったから良かったんですけども、実際に犯罪被害に遭った方々は、こんな状況になってしまうんだと。つまり、例えば身内が殺されたりとか、障害を負わされたりして、相手にお金がないから、はい、おしまいという状況に叩き落とされるとしたら、何ということだと思って、ショックだったんですね。なので今回、非常に関心を持って聞かせていただきました。

いくつか質問させてください。まず、資料に、性暴力ワンストップ支援センターがあると書かれております。パワーポイントでは全国にあると書いてあって、決議ではいまだ8県にセンターが設置されていないと書いてありますが、設置されていない県を教えてくださいましたらと思います。

2点目です。資料に、心理療法の無償支援は一部実現したと書かれています。この一部というのはどのような意味か、ご説明いただければと思っております。というのも、私は医療法人を運営しておりまして、そこでトラウマケアなど精神療法を実施したいと思っております。例えば犯罪被害者の方に精神療法が必要であれば、トラウマケアを無償で提供するなどもし得るのではないかと思ったので、お聞きしたいと思いました。

また、条例にばらつきがあるということなんですけれども、これは、都道府県できちんと条例を定めていく必要があると思うのですが、市区町村で重ねて制定する意義はあるの

でしょうか。もしあるのだとしたら、どのような意義があるのでしょうか。私は妻が区議会議員をしておりますので、意義があるのだとしたら、地方自治体の条例提案などで、積極的に提案していってもらえるよう働きかけたいと思っております。

そして最後に、警察の犯罪被害者支援室というものがあると聞いております。これは、犯罪被害者支援室を描いた漫画を私は読んでおりました、そこでは積極的に被害者支援室がアウトリーチしていくような描かれた方をしていたのですが、実態はどうなのでしょう。また、警察の犯罪被害者支援室と日弁連の関係性や連携の在りようについて、教えていただければと思います。よろしく願いいたします。

(合間事務局長)

支援センターの数につきましては、これは決議したのが一昨年で、その後に整備が進んで、今は全国に設置されたということになります。

それから、心理療法の一部が無償というのは、例えば回数制限があったり、警察のほうで対応はしますけれども限界があったり、常に資格のある人の心理療法を受けられるわけではないということで、一部は受けられるけれども、一部受けられない場合があるという意味になります。

(山崎副委員長)

条例につきましては、現在、各地方自治体において、制定に向けた取組が進んでおります。皆さん、ニュース番組等でご覧になったかもしれませんが、東京都でも今まさに、都の条例を作るために動いているところです。日弁連の犯罪被害者支援委員会の委員も、条例制定に向けた「有識者懇談会」に参加しており、そこでいろいろな議論がなされているというのが現状です。

今、ご質問があった、都道府県、例えば東京都で条例を制定したら、東京都の区市町村において重ねて条例を制定する必要はないのではないかという点につきましては、ご指摘のとおりであると思う反面、東京都という大きな行政単位の中で、都の条例でどこまで細かく定められるかということ、なかなか難しいところがあるのかなと思っております。そのゆえ、区市町村において重ねて条例を制定する意義はあると考えます。

現状、東京都に条例はありませんけれども、東京都の各区市町村には、犯罪被害者等基本計画に基づいて、被害者支援の窓口はあります。ただ、区市町村によって、被害者支援を活発にやっているところもあれば、他の課と一緒になっていたり、開店休業状態になっていたりとところもあります。区市町村によってバラバラというのが現状です。

東京都の例で言いますと、中野区は非常に被害者支援が進んでおりました、日常生活が犯罪被害によって崩壊してしまった場合に、家事の援助、育児の援助、介護の援助などのサービスが無償で中野区が提供するということが現実に行われています。そして、支援の必要性が一定期間を超えて長く続くような場合には、中野区から民間の業者にしっかりと引継ぎをする、というようなことまでやっています。

地域ごとに特性もありますし、予算の関係もあります。そのため、きめ細かなサービス

を提供するという意味では、やはり都道府県単位で条例を作るだけでは恐らく足りないということになると思います。各区市町村の実状に応じて、地域的な特殊性も加味しながら、区市町村で重ねて条例を制定するというのも意義のあることなのではないかと、私としては感じているところでございます。

それから、最後にご質問いただいた警察の被害者支援室との連携の話ですけれども、東京都、すなわち警視庁の支援室と弁護士会の連携は既に一定程度実現しています。東京には、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、という三つの弁護士会が存在するのですが、その三つの弁護士会の中に、それぞれ被害者支援に関する委員会があります。そして、各弁護士会の委員会が一緒になって「東京三弁護士会犯罪被害者支援に関する協議会」というものを組織しております、そこを窓口にして、警視庁の犯罪被害者支援室と密接に連携をとっているというのが現状です。

東京の場合には、支援室と協議会を結ぶホットラインがあり、支援室から協議会に対し、「今、こういう事件があるのだけど、被害者の相談に乗ってあげてもらえないだろうか」という連絡があり、それを受けて弁護士が被害者と面談して相談を受けるということをやっております。このような連携が行われるようになったのは、ここ数年ですけれども、次第に活発になってきているところです。

ただ、弁護士会と警視庁との間で、正式な協定や取り決めをするところまでは進んでおらず、まだまだ実務者レベルの協力・連携体制にとどまっているというのが現状であり、今後、どんどん連携を加速していかなければいけないと考えております。

なお、私の知っている限りで若干敷衍しますと、警視庁の支援室は非常に熱心でして、特にマスコミで取り上げられるような大きな事件の場合には、自ら積極的に被害者の方と連絡をとってサポートをしてくださっています。基本的には所轄の警察官が被害者対応をするわけですが、それと一緒に警視庁の支援室の警察官も被害者のサポートを行っています。被害者の方と直接会って、その話にじっくり耳を傾けるだけでなく、お葬式の際のマスコミ対策や警備というような点についても相談に乗ってくれるなど、被害者のために積極的にサポートをしてくださっているようです。先ほど、犯罪被害者支援室を描いた漫画があるというお話もありました。私自身はその漫画は拝見したことはないのですが、実務上、支援室が積極的に活動してくださっているという印象はあります。

(北川議長)

ありがとうございます。

(木山副会長)

昔から言われていたんですけれども、例えば殺人事件が起きると、被害者の方の家族は、次の日から路頭に迷うわけですね。給与生活者だったら別として、自営業者の場合には当座のお金がどうしてもいるわけで、貯金がなければ次の日から食事もできないと。当座のお金を出す制度は、犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律、いわゆる犯給法というのがあるけれど、犯罪被害者給付金はかなり後にお金が出るんです。すぐに出るお金という

のなかなかないので、それを市町村条例や県条例で、見舞金という形ですぐに出してもらうことが必要だと思います。

それで、今ちょっと見てみますと、大分県の県条例によると、市町村が出した見舞金の2分の1を県が補助するという規定があるんですね。ですから、やはり一番身近で、県の行政機関がないような場所もカバーできる市町村が見舞金を出して、それを県が後から補填するという形で、二重に条例をきちんと作ってもらえば、犯罪被害者の当座の生活を手当てできるようになるとと思いますので、都道府県単位と区市町村単位で条例が必要だと、こういうことだと思います。

(駒崎委員)

ありがとうございます。大変よく分かりました。ちなみに漫画の名前は、「警視庁犯罪支援室の女」という漫画です。

(北川議長)

よろしいですか。どうぞ。

(清原委員)

清原です。まず、私の経験をお話ししてからご質問させていただきます。私は大学教員のときに、法務省人権擁護推進審議会の委員をしております、そのときに初めてヒアリングの対象者に犯罪被害者の会が登場しました。2000年の頃だと思います。岡村弁護士が犯罪被害者の会を作られて、当事者として代表してヒアリングに応じていただきました。

人権擁護推進審議会は、当初のメインのテーマは被差別部落のことでしたけれども、犯罪被害者に対する人権侵害がメディアスクラム等で深刻になっているのではないかと、被害者や遺族が人権侵害を受けているのではないかとということ、生活や精神的な負担を考えてのご発言をいただいたことが、私にとって大きな影響を受けた、犯罪被害者の方との出会いでした。

私は2003年4月から三鷹市長をさせていただいて、まず具体的に犯罪被害者の方の相談に乗ったのが、地域でお子さんが傷害事件に遭われたお母さんからの直接的な訴えでした。犯罪者は、逮捕されても必ずまた地域に戻ってくるので、また子どもが襲われるのではないかと精神的な苦痛があると。したがって、刑事的な制裁があったとしても、それで私たち被害者の被害や不安は終わらないのですということでした。

その後、市内で殺人事件が発生したとき、ご遺族を訪問して直接お話をお聞きしました。お子さんが亡くなった事件だったのですが、ご両親お二人とも精神的な衝撃が大きく、専門家のカウンセリングを受けなければならぬような状況でした。弁護士の方がしっかりと支えて裁判を乗り越え、今に至っています。そのとき、三鷹市は条例を持っておりませんでしたけれども、痛切に感じたのは、経済的な保障ということは条例にもないし、支出のことは難しかったのですが、精神的な支援、生活支援については、いろいろな福祉サービスもありますし、弁護士さんとの人的なネットワークもありましたので、総体的には寄

り添えたのではないかなとは思っています。しかし、ここで、このような課題を私としても認識しました。

被害者の会や、あるいは日弁連が頑張っていたいただいたおかげさまで、例えば時効がなくなったり、あるいは裁判での被害者の陳述が可能になったりしたのですが、裁判で被害者が陳述するというのは、とても有意義なことですが、被害者にその犯罪をまた想起させ、被害者自身が受けた被害を説明するというのは、なかなか苦しみがあることだと思います。弁護士の方が、その裁判における陳述を支援することも重要な役割ではないかなと思いついて、何かそうした刑事事件の陳述をする場合のご苦労や工夫について教えていただければと思っています。

2点目に、今年法務省が科学技術館で行った全国矯正展というのを拝見しました。これは刑務作業の作品などを示す更生保護事業の一環です。その会場で、犯罪被害者の当事者が取組をしているNPO法人の方とお目にかかりました。その方は、二度と犯罪を繰り返さないために、私たちは犯罪被害者として、刑を受けている人、あるいは少年鑑別所で矯正の取組をしている人に、犯罪被害者の思いを語っているとおっしゃっていました。とってもつらいけれども、この人たちが二度と犯罪を繰り返さないために、自分たちの体験を、苦しいけれど語っていく、そういう社会貢献をされているグループもあるんですね。

その方たちは、殺人事件の被害者の場合には、亡くなったお子さんの背の高さの人形と靴を置いて、展示もされておりました。つまり、犯罪被害者の願いは、二度とこんな苦しさをほかの人に味わわせたくない、だから再犯防止のために貢献しているということでした。

このような活動に対しても、日弁連の皆さま、各地域の弁護士の皆さまが、活動やネットワークを支援するというようなこともされているのではないかと拝察します。加害者の方、被害者の方が、人権問題にこれほどまでに直面して支援を受けられているからこそ、社会貢献するという、本当に有り難い「循環」が、全国各地で存在することも承知しています。そういう活動と日弁連の方が結びついただくと、犯罪被害者の方が、ただ被害を受けただけで終わらなくて、そこから立ち直って、社会に還元していくことにも、日弁連の方が貢献していただければ有り難いなと思います。以上です。

(北川議長)

どうぞ。

(合間事務局長)

1点目の意見陳述の件ですけれども、刑事手続についての支援の中で、被害者参加以外に、法律では心情に関する意見陳述という被害者の人が被害のお気持ちを裁判所に伝えて、それを分かってもらおうという制度はありますし、当然その支援というのは裁判手続の中でしています。

ご指摘あったように、裁判に関わるのが良いのか悪いのかというところからやはり支援はスタートすると思います。裁判に関わるということは、自分の経験を追体験すること

につながるので、例えば性暴力や性犯罪の場合というのは、なかなかそれを追体験するというのは難しいですし、もちろん人が亡くなった事件で、何が行われたかを知りたいという人もいるし、もう関わりたくないという人もいるので、それはよく時間をかけてどちらかにするかということは話をしていきます。

多くの方は、やはり関わりたくはないけれども、何が行われたかを知りたいということは、私の経験ではとても多くて、知りたいといったときに、関わろうとしなければ、情報が自動的に来るということは基本的にないので、被害者参加という形で、刑事記録や手続に関わっていかないと、実際裁判で何が行われたかという情報を得ることができないので、参加をするということが多いです。

では、意見の陳述をするにはどういう工夫があるかということですが、それは本当にコミュニケーションをとりながら準備していくのですが、一例を挙げさせていただければ、例えば性犯罪の被害者の方で、当時は強姦致傷という罪でしたが、なぜこういうことになったのかが知りたいということで、被害者参加をされました。ただ、やはり自分の気持ちを言うていくのはとてもつらい。意見の陳述は、裁判所に伝えはしたいけれど、つらいといったときに、どう作るかということで、私から、思いついたときに何か1個携帯にメモを取って、それを溜めていってくれないかというお願いをしたら、ワンセンテンスが8つとか9つあるメモをいただいたので、私はその言葉をお預かりして、それを文章につなげて、代読するという形で裁判所にお伝えするといった形をとりました。いろんなバリエーションがありまして、自分で言いたいという方もいらっしゃいますし、言いたくないという方もいらっしゃるので、本当にそれは人それぞれでやっていくというのが、支援としてやっている姿かなと思います。

先ほどの再犯防止のための活動ということですが、これも本当に被害者の方によっていろんなお考えがあると思っていて、日弁連の委員会としてそういった再犯防止の観点での活動に関わっているということは、少なくとも私が存じ上げている限りはないのですが、ただ、各地にいろいろな弁護士がいますので、何らかの形で関わっている人はいるとは思いますが。私が支援した方の中には、やはりしばらくして、自分の経験を伝えることで、犯罪被害者の方に、自分だけじゃないということを知ってほしいということで、警察などの講演にできるだけ積極的に参加したいという方もいらっしゃいます。いろいろな形で関わった被害者の方との出会いも多分あると思うので、そういった形で、そのときだけではない支援をできればいいなというふうに個人的には考えています。

(清原委員)

ありがとうございます。先ほど警視庁の支援室の話もあつたのですが、三鷹市で起こった犯罪の場合にも、警視庁の支援室と市役所が協働して、人権に触れない程度のきちんとした情報共有をしながら、生活支援や精神的支援をさせていただいたので、私としては警察の支援室にも感謝していますし、自治体ができることもかなりあるなということを感じました。今後、そうしたところを被害者支援庁で総合的な取組に編み出していけたら有効

ではないかなと感じています。ありがとうございました。

(北川議長)

ありがとうございました。湯浅委員。

(湯浅委員)

ありがとうございました。既にやっていたら教えていただきたいのですが、自治体ランキングみたいなものを作っていますかという話です。

基本法から始まる案件は、DV、子どもの貧困、自殺対策などもそうですが、議員立法で法制定して、内閣府の共生政策に落ちて、自治体が基本計画を作るという流れを、国主導で積極的に進めていくかというのと、もともとそういう案件であれば法務省がやっているはずなので、成り立ちからしてなかなか難しいと思います。そういう意味では自治体がどれほどきちんと受け止めて取り組んでいくかという話が大きくなると思っていて、そうすると、条例を制定しているか、基本計画を作っているかとか、先ほどの中野区のような実効性のある対策になっているかといったことが重要だと思います。ランキングを作ったら自治体から文句が出るかもしれませんが、それを通じて真面目に考えてもらうという、あえて異論を噴出させるちょっと危なっかしい手ですが、そういうやり方もあるんじゃないかと私は思っています。

条例を制定していたり、基本計画を作っていたり、専任職員を置いていたり、実効性のある取組が行われている自治体間にばらつきがあるのであれば、法律の見直しの時期に国に真面目に考えてもらうためにも、ちょっと冒険的ですが、そういうことをやってみるといいんじゃないかと思ったりするのですが、どうでしょうか。

(山崎副委員長)

自治体との連携については、日弁連の犯罪被害者支援委員会としても常に考えているところです。現在、各地において、犯罪被害者のための条例がどんどん制定され、性被害についてのワンストップで解決にあたるセンターも設置されるようになってきています。そのような状況の中で、確かに「この自治体の取組はすごい」というような情報が弁護士同士の会話の中で出てくることはあり、被害者支援委員会の委員の中ではそういう話を共有していたりはしますが、それをランキング形式にして日弁連、あるいは各弁護士会の名前で発表するとすると、そこはなかなか難しい話になるのかなとは思いますが、ただ、今回、素晴らしいアイデアを聞かせていただいたなと思っておりますので、まずは我々の委員会の方で各地方自治体の取組状況を改めてチェックし、「ここはすごいね」あるいは「ここはまだまだだね」というような情報を、内部的な情報として整理してみたいと考えています。外部に発表するかどうかはともかく、少なくとも日弁連の中でその情報を共有することができれば、非常に有意義であると思います。

(湯浅委員)

日弁連として発表するのは難しいのでしょうかね。

(木山副会長)

支援条例は、ほとんどここ1、2年で急速にできたんですよ。それでワンストップセンターも病院形でないものも含めれば全部揃いました。これも、日弁連の犯罪被害者支援委員会の委員は各県から出ていますから、その委員が中心になって、地元の自治体に働きかけたり、シンポジウムを開催したりして、取り組んできた成果だと思います。

(合間事務局長)

今は各自治体をお願いしている状況なので、その取組を評価するというより、まず作ってくださいという方の段階というのが正直なところですよ。そういう体制が整って、初めてそういう評価ができるのかなとも思いますね。

あと、性犯罪・性暴力のワンストップ支援センターというのは、やはり国が予算建てをしてくれたんですね。それによって国から交付金という形で、県に行くと、そこから行くという形で、やはりお金の面で作りやすい状況があるんですけど、やはり被害者支援条例を作るには、例えば千葉にはなくて、私たちもそれを作ってくださいという働きかけはいろいろとしているんですけども、じゃあ実際どのぐらいの予算規模になるんですかとか、そういったところから積み上げていかないと難しく、なかなかあと数年で全県に揃うかと言われると、ちょっと実感としては厳しいというのが現状でして、もしかしたらブレイクスルーがあるかもしれませんが、そのような状況です。

(北川議長)

私も、全国の実態ランキングはよく作っています。いろいろなご意見はいただくのですが、今、中野区はすごいよとおっしゃいましたよね。これがものすごく効くと思います。他の自治体と比べてみると中野区の取組はすごいよと、自治体にそういう情報が伝わると、今は地方創生の時代ですから、一斉に中野区に視察が殺到するのではないかと思います。そういう手法も参考にしてください。

次、村木さん、どうぞ。

(村木委員)

今の話の続きで、自治体に取り組んでもらうために、一つは、自治体では何かを作ろうと思ったとき、ほかの自治体がどうやっているかと調べまわるので、ランキングとまでいなくても、どの自治体では何をやっているとか、良い取組はどれかという情報があると、自治体の職員は助かるし、おっしゃるように良い取組をしているところに見学が殺到するので、すごく良い効果を生むと思います。

もう一つ、最近の行動経済学の成果によると、やっぱり横並びはすごく意識するらしいので、いろんなところで既に取組をやっているのだということも言っていたらと思います。

それに関連して質問がいくつかあります。一つは、私も内閣府で犯罪被害の関係の取りまとめを担当したことがあるのですが、そのときに、やはり一般市民の理解が上がらないと条例作りは進まないというのは、皆さんおっしゃっていました。ですので、一般向けの広報を日弁連としてやっておられるかどうかというのが一つ目の質問です。

それから二つ目は、確かに庁を作ると良いと思うのですが、今、役所が膨脹することには賛成してくれる人がいないので、逆に、なぜ役所がほしいのかというところを因数分解していった方がいいのかと思います。やはり、役所は手段なので、目的の方をきちんと見せていった方がいいのではないかと思います。

三つ目は、性暴力のワンストップセンター、本当に長年苦労して予算も付けてやっているんですけど、これは、ほかの支援センターと一緒にしてもなかなか相談しにくいからということで、こういう特殊な形を取っています。そこで、弁護士さんたちがこういう犯罪被害者支援を手伝うときに、こういう人も相談に行けるよということがPRできているのか、あるいはそういう相談しやすい窓口があるのかどうかということをお教えいただきたいと思っています。

全体として、警察が被害者支援をしっかりやってくれているのは、犯罪被害者の関係者の方も認識して感謝していらっしゃるんですけど、弁護士さんはどっちかというところ、加害者を守る人だというイメージがあるみたいで、日弁連や弁護士さんが被害者支援をやってくれているということに対する認識がまだちょっと薄い気がするんですね。そういう意味でも、広報が大事なのではないかと思うので、そういう質問をいたしました。

(合間事務局長)

一般向けの広報ということで言えば、条例ということで、先ほど木山副会長からもありましたように、各地で一般の方を集めてシンポジウムを開催するなどというのは、結構積極的にやっているつもりではあります。ただ、多分弁護士の活動全般に言えることですが、さらに踏み込んで、本当に普通の方々まで伝わるところまでいっているのかと言われると、それはなかなか反省しなければいけないなということもあります。そこはこれからも頭に置いていきたいなと思います。

あと、被害者庁の話、役所は手段という話がありましたけれども、そういうきら星のような目標というのが欲しいというのがありますし、実際には、先ほど申し上げた人権擁護大会の決議でも、一つひとつ項目を挙げて、一つひとつクリアしていこうというところからスタートして、その中でやっていこうということですので、まず省庁ありきというつもりではもちろんありません。一個一個積み上げていきたいというふうに思っているし、変わっていているはずだと思っています。それこそ、先ほど話があったように、性暴力ワンストップ支援センターは、決議のときからすれば、全県に広がっていますし、被害者支援条例もどんどん増えています。そういう流れに乗っていきたいと思っています。

それから、性暴力の関係ですけれども、警察は確かに弁護士に対してはそういうイメージがあって、警察の方に、犯罪被害者支援室に来て初めて弁護士が味方だということを知ったとよく言われますので、いろんな弁護士がいるんだよということを訴えかけながら、協力していきたいと思っています。

相談しにくい、特に警察が絡むと相談しにくいということは、まさに性暴力・性犯罪の相談にはあるのだと思いますので、それはやはり警察主導型じゃなくて、ワンストップ支

援センターの広報という形で、いろんなところにアピールをしていくことが必要だと思います。設立時に会議で聞いた話では、例えば女性用トイレや保健室にシールを貼って広報するとか、そういうできるだけ身近なところに、相談の窓口があるよという形で広報して、相談につながるようなことをしたいとおっしゃっていました。

(村木委員)

よく分かりました。

(北川議長)

なかなか熱い議論で良いのですけれど、私に与えられたこの議題の時間はもう過ぎつつあるのですが、どうぞ。

(河野委員)

簡単にお話しします。最初にお話にありました自然災害に関して言えば、今はかなり社会の理解が進んでいるので、公的な支援がすぐに行われますよね。ただ、犯罪被害に関して言うと、個人的で、自分のことではないという感覚が、根強くあるので、自分ごととして考えられないという点で、なかなか全体としての支援が進まないのではないだろうかと思って伺っておりました。

日弁連の皆さまが率先して、かなりのコストをかけて、こういった対応をされていることにまず市民として敬意を表したいと思いますし、感謝を申し上げたいと思います。

先ほど村木委員もおっしゃいましたけれども、私もかなり村木委員のご意見に同意するところがありまして、社会に対して、こういう取組が必要なのだというアピールをもう少ししていただきたいと思います。どうやって弁護士さんとコンタクトがとれるのか、費用がどうなるのか、それから、自分がたまたま犯罪被害に遭ったときに、最初に声をかけてくれた人から、どうやって法的な支援までつながるのかですとか、他者との連携はどうなっているのかといった辺りも含めて、全体像を整理していただいて、それを社会に向けてアピールしていただきたいと思いました。

先ほどのパワーポイントでは、課題はピンポイントで出ているのですけれども、現状どこまで社会の中でいろいろなネットワークができているのかは、分からないですよね。決議をされてから2年経ちましたので、到達点を1枚の地図にまとめていただいて、今もし私が犯罪被害に遭ったら、あなたの周りにはこんなふうな支援ネットワークがありますよというのを、本来でしたら行政がやるべきところかもしれませんが、皆さまのご熱意のもとに、全体像を整理していただけたらと思います。

そして、何が足りていて、何が足りないのか。足りない部分に関して、特に費用原資のところは非常に問題だと思いますけれども、それはどうやって集めるのか。駒崎さんからはクラウドファンディングでいけるんじゃないかという御提案でしたが、そういう方法もありますので、いろんな人の知恵を借りて、今の社会全体の大きな問題なのだという提案をしていただければと思いました。私自身も今日勉強したことをしっかり消費者団体に持ち帰って、横展開をしたいと思います。以上です。

(北川議長)

見解があれば、どうぞ。

(合間事務局長)

いきなりというのは分かりませんが、頑張ります。

(北川議長)

その他に。

(中川委員)

質問ですけれども、被害者にはかなりスポットが当たりやすいですね、こういう場合。だけど、加害者も同じなんです。夫が殺人を犯したと、その瞬間に家族なり利害関係者の方は被害者になっているわけですね。激しいマスコミの攻撃もあれば、生活の基盤も奪われる、こういう被害者。加害者の被害者ですね。対する世の中のスタンスがどうなっているのかということと、それから、日弁連なり弁護士さんとしては、それをどう考えていくのかということ、前からちょっともやもやして、教えていただければ有り難いですね。

(武内事務次長)

犯罪被害者支援委員会担当の事務次長の武内からご報告します。今おっしゃったような、加害者の家族が辛い目に遭う、社会生活が困難になるという問題に関しては、加害者家族支援という問題の捉え方をして、熱心に活動しておられるNPO法人さんもあります。これを受けて、まだ日弁連としての取組には至っておりませんが、山形県弁護士会には、平成30年に加害者家族支援委員会というのが設立されて、この問題にどう取り組んでいくか、調査・研究を進めているところでございます。

(中川委員)

ということは、それなりの関心というか、問題意識は。

(武内事務次長)

あります。平成28年に、東北弁護士会連合会で集会を行ったときに、大々的に加害者家族支援の問題についてシンポジウムを開きまして、それを受けて、山形県弁護士会の方で委員会が設置されたということで、東北地方では、非常に弁護士会の関心が高まっていると聞いています。

(中川委員)

ありがとうございます。

(菊地会長)

調査して、どう全国版にできるのか研究してもらえますか。

(武内事務次長)

分かりました。

(北川議長)

では、逢見さん。

(逢見委員)

私も簡潔に述べます。犯罪被害者支援庁というのが、やはりまだ少し腑に落ちないです。縦割り行政の弊害を廃し、一元的に対応するというと、大体今は内閣府に置かれますよね。消費者庁もそうでしたけれど、内閣府に置くと、地方の出先機関がないので、地方にはお願いするだけになり、その予算もあまり与えられないということがあります。

むしろ例えば、警察庁は地方まで全部出先機関があるわけですから、例えば国家公安委員会の中に、被害者支援も所掌として入れたらどうでしょうか。どこかに責任を持たせた方が良いのではないかという気がします。

もし今後、犯罪被害者支援庁に向けた取組を弁護士会として更にやられるのであれば、もう少し必要性や根拠を強く言わないと、なかなか市民の理解を得るのは難しいのではないかと思います。これは意見ですからコメントは要りません。

(北川議長)

よろしいですか。

あとは、じゃあよろしいですか。大きな課題だと思います。熱心なご議論、ありがとうございました。

議題② 死刑廃止に向けての取組について

(北川議長)

続きまして、本日の第2の議題でございますが、「死刑廃止に向けての取組について」を検討していきたいと思っております。

齋藤副会長、小川原死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部事務局長から、ご説明いただきたいと思っております。どうぞ、よろしく願いいたします。

(齋藤副会長)

今日は、題材が犯罪被害者支援と死刑廃止というなかなか微妙な取り合わせなんですけれども、日弁連としては、死刑制度廃止に関して、舵取りはしましたけれども、先ほどからご説明しているように、犯罪被害者に対する支援についても、当然心を尽くして活動しています。それとは別のところで、死刑制度そのものを存続するのがいいのか、廃止するのかということについて、一定の考え方として、廃止に向けて2016年に福井で開催された人権擁護大会で、死刑制度の廃止を含む刑罰制度全体の改革を求める宣言(福井宣言)をして、舵取りをしたというところでございます。

これまでの日弁連の死刑廃止に向けた取組について、死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部の小川原事務局長の方からご説明させていただきます。よろしく願いします。

(小川原死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部事務局長)

小川原と申します。よろしく願いいたします。

今、犯罪被害者支援の関係のお話を既にお聞きになったかと思うんですけれども、日弁連で死刑廃止ということに本当に取り組むんだというふうになったのは、そう以前からのこ

とではありません。今回の資料の一番最初に、福井宣言をお配りしていますので、ご覧いただけますでしょうか。

これを見ていただくと、すぐお分かりになるかと思うんですけれども、最初の1段目に、被害者のことが書いてあります。死刑制度の廃止を含む刑罰制度全体の改革を求める宣言ではありますが、冒頭に書いてあるのは、悲惨な犯罪被害者について書いてあるわけです。

簡単に言ってしまうと、被害者支援に取り組む必要があるんだと。社会全体の課題として被害者支援に取り組む必要があるんだということが、一つ書いてあって、さらに、被害者ご自身の遺族の被害感情というのは、自然なものなんだということが書いてあるわけです。それを述べた上で、でも、一方ではと続きます。

一方では、犯罪というのが、やはり家族であるとか、経済、教育、地域における様々な影響の中で、もちろんある個人が自分の責任で犯すものではあるわけですが、全ての責任を個人に帰することができない部分もあるんだと。そういう中で我々弁護士というのは刑事弁護もするわけなんですけれども、やはり犯罪と刑罰というものについて、もう一度考えてみようじゃないかというのが、基本にあると思います。

刑罰には、応報刑という考え方があって、簡単に言ってしまうと、目には目を、歯には歯を、命には命をとということです。ですが、応報刑だけで刑罰の全てを説明することはできないのではないかと考えていて、やはり刑罰というものには、犯罪者もいずれこの社会に復帰してくる、我々と同じ人間なんだという前提があるんだと思います。

一方には、犯罪を犯したのはモンスターなんだと、社会から排除するしかないんだという考え方があるかと思うんですけれども、もう一方には、犯罪者もやはり我々と同じ人間なんだという考え方があります。でも、そういうふう人間が、犯罪、特に人の命を奪うような罪を犯したとき、我々はどう臨むべきなんだろうかと考えたときに、犯罪を被害者・加害者の1対1の問題にしないで、それを取り巻く社会全体の課題として考える。

社会全体の課題として考えたときに、社会全体で被害者を支援するというのが一方にありますし、他方では、社会の一員として、犯罪に至ってしまった人について、完全に排除するという形の死刑ではなくて、社会復帰の余地を残すような刑罰を考えていくべきではないのかということが、考え方としてあると思います。

そのさらに深くには、生命の権利は尊重されるべきだということですか、あとは、えん罪の問題があります。人間による裁判ですから、どうしたって誤判がつきまとう、誤判があれば誤執行だってあり得るだろうということです。ですが、日本政府は、誤執行があったことは認めていません。我々からすると、百何十年も刑事裁判制度があつて、誤執行が一度も無かつたなんて本当だろうかと思いたすけれども、日本政府は、裁判手続の中で誤執行があつたことが認定された例は無いとしています。

ですが今まで、日本で死刑囚について誤判があつたことが裁判手続で明らかになったのは、4件あります。話題になっているものでは、名張毒ぶどう酒事件というのがありました。これは一審では無罪だったんですけれども、控訴審では有罪で死刑、最高裁で死刑、

その後、再審請求していく中で再審請求が通ったこともありました。ですが、検察官が異議を申し立て、その再審請求も否決されてしまって、再審請求中、準備のまま、死刑囚の奥西さんという方は、亡くなられてしまったんですね。

こういう考え方に基づいて我々は取り組んでいるのですけれども、日弁連では現在、日弁連の会長を本部長として、死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部という委員会を作り、日弁連全体として取り組むんだということで活動しています。

2020年4月に、 kongress と呼ばれる、国連の大規模な刑事改革についての会議が開かれます。この kongress の際に、世界中から日本の刑罰制度に関心が高まると考えられます。そのときに日本が、世界に恥ずかしくないと言いますか、国際社会での評価が落ちないような刑罰制度にしておく必要があると思います。さらに来年はオリンピック・パラリンピックも東京で開催されるわけですから、なおさら、国際社会からの日本への関心が高まる。そういう中で、日本の死刑制度の廃止を目指すべきなんだということで取り組んできました。

具体的には、例えば、これは刑罰制度改革の課題ですから、国会議員の方々、特に政府与党の国会議員の方々のご理解を得ないと難しいので、国会議員の皆さんとお話をする中で、昨年12月に、日本の死刑制度の今後を考える議員の会というのが組織されました。これは死刑に賛成の人も反対の人も入っていただいて、公の議論をするという輪を組織していただいたものです。

あとは、宗教界の方では、全日本仏教会という、主要な仏教団体が入っている団体があるのですけれども、そこでも意見交換も重ねておまして、全日本仏教会としての意見をまとめていただくことがかなえば、ご僧侶に信徒を教導していただくことができると思っています。因果応報といった言葉が死刑を肯定する感覚の裏付けになっている部分もありますが、ご僧侶の方に伺うと、仏教の教義としてはそのようなものはないのだとおっしゃいます。そういったこともちゃんと伝えていく必要があると思います。

さらに、今年も死刑制度に関する政府の世論調査が11月にありますが、それに向けて情報の公開、死刑制度についての情報が全然公開されていませんから、もっともっと情報の公開をしてもらおうということを政府に対して求めていますし、世論調査の結果をきちんと報道してもらおうことも重要だと思っています。調査結果では、80%が賛成と言っていますが、その中には将来廃止してもいいという方が40%いるんだとか、仮釈放のない終身刑を導入すれば、死刑がなくてもいいと言っている方が4割くらいいるのだということを、きちんとマスコミに報道してもらわなくてはいけないと思います。そういったことについても、日弁連では例えばプレスセミナーの場を設けて、働きかけております。

ですから、日弁連としては国会議員の皆さん、宗教界の皆さん、マスコミの皆さん、さらに市民の皆さんとの意見交換を深める中で、2020年までに死刑制度の廃止を目指すんだという活動を積み重ねているということになります。概論としては以上です。

(北川議長)

ありがとうございました。よろしいですか。

(齋藤副会長)

資料として、「死刑制度の廃止に際して検討されるべき代替刑の基本的方向性」というパンチ絵をお配りしています。ここには、仮に死刑を廃止したときに、どのような代替刑を考えているかということの基本的な方向性が書かれています。基本的には、仮釈放の可能性がない終身刑制度の導入を提案するものです。その理由として、先ほど言った世論調査の結果で言えば、死刑もやむを得ないと回答したのが全体の約80%だとなっているけれども、その中でも、仮釈放のない終身刑が新たに導入されるならば、死刑を廃止した方がよいという意見も、全体の約4割を占めるというふうに、質問の仕方によって変わってきますし、国民の意見はその時々状況に応じて変化するものですから、今年世論調査が実施される時には、もう少し違った聞き方をしてほしいという話はしております。

それから、隣のページに、これは2018年8月死刑執行国とあるんですけど、現在死刑を存置している国は56か国、実際に昨年死刑が執行された国は20か国あります。そのうちの一つが日本です。142か国につきましては、死刑を廃止、ないしは死刑執行を停止しているという状況にあります。そういう中で、日本は、国連の人権規約委員会から何度も死刑を廃止するよう勧告を受けて、昨年も国連決議で、日本に対して死刑を廃止するように求められています。

そういう世界情勢の中で、日本は独自の道を行くんだというふうに考えて、このまま死刑の存置を続けていくのか。世界がそういう潮流にあるということは、一定程度の価値観の変化というか、そういうものがあるんだろうと。そういう中で、日本がいつまでも死刑を存置することが、国際環境の中で対外的に許さるかとか、そのままでいいのかという問題意識を是非持っていただければと思っています。以上です。

(北川議長)

ありがとうございました。

それでは各委員さんからどうぞ。

(吉柳委員)

意見なんですけれども、事前にこちらの「死刑制度いる？いない？」というパンフレットを拝見して、アンケートのチャートをやってみたんですけども、恥ずかしながら知らないことが多くて、その後、チャートの先に行ったものを全部読むと、非常に勉強になったんですね。恐らく、一般の方々に置き換えたときに、ほとんどこの活動を知らない方が多いのではないかと思います。今後、死刑が廃止になるかどうか別として、まずそれを議論する状況を作るというのが第一歩と思っています、広報が非常に重要になってくると思います。

その広報のポイントとして、例えば私は最初、死刑をなくしたらいけないのではないかと考えていたんですけど、それはすごく単純な想起として、犯罪抑止にならないから、なくしたらいけないのではないかと考えていたのですが、このパンフレットを読んだ上で

は非常に納得したんですね。それがすごく一歩になったと思ったので、例えば、死刑制度がなくなった国が、どれくらい犯罪抑止機能が衰えたのか、そうではなかったのかとか、死刑制度をなくした後の未来というところをもっと広報すべきだと思いました。死刑がなくなった先の未来にどんなメリットがあるのか、どういうふうに世の中が変わるのかということ自体を知ることができないと、一般の方々は、犯罪抑止機能がなくなるという議論から先に進まないと思うので、そういったところをもっと広報で見せていくべきではないかと思いました。

先ほどの犯罪被害者の法律援助事業も、村木委員のご意見と一緒に、こんなに素晴らしいことをされているのに、広報が足りていないなというのを聞いていてすごく思ったので、もう少しメディアの方々を巻き込んで、議論に上がるような広報をしていくというのが第一歩になるのではないかなと思いました。

(北川議長)

何かご見解とかよろしいですか。

(小川原事務局長)

今おっしゃられていることは、本当によく分かることで、日弁連の活動は2016年の福井宣言から始まっているとさっき申し上げましたけれども、実際にはその前から、いろんな活動をしてきているんですね。でも、例えば今見ていただいたような、こういう分かりやすいパンフレットを使って、市民の皆さんに説明するような努力はあまりしてこなかった部分がありますね。どちらかといえば、難しく書いてあることが多かったかと思います。分かりやすく伝える努力が必要だということを考えて、このパンフレットにもいろいろ動物のイラストなどを入れたりしました。これからはなおさらそういう方向で考えたいと思います。ただ、このパンフレット一つ作るのもずいぶん時間がかかりましたので、次回の市民会議までに新しいものができているかということ、ちょっと難しいかもしれません。

(北川議長)

対応をお考えいただければと思います。それでは湯浅委員。

(湯浅委員)

ありがとうございます。私もこのチャートをやってみました。猫でした。日弁連さんは、死刑廃止を長く訴えてこられたというイメージがあるので、割と最近だというのが意外に聞こえました。そのことと関係するのですが、死刑制度って、民意に反する選択を、民主主義国家で政治議題にさせるという難しさがあると思っています。どの国も当時、廃止するまでは賛成派が圧倒的に多数だったというのも、データとしては拝見していますが、それでもというところもあります。そういう意味では、私がこのパンフレットで一番反応したのは、状況が変われば、半々ぐらいになるんだということですね。

状況が変わればということの内容は、今日の資料によると、仮釈放の可能性がない終身刑制度の導入だということだということなのであれば、これをメインに持ってきたりはできないでしょうか。

死刑廃止に賛成・反対と聞かれると、何十回も聞いているような感じがありますが、仮釈放の可能性がない終身刑制度を作ろう、それは結果として死刑廃止をもたらすんだという理屈構成をとるのは難しいのでしょうか。

(小川原事務局長)

おっしゃるとおりだと思いますね。先ほど齋藤副会長の説明にもありましたけれど、資料のポンチ絵を見ていただければ、死刑制度の廃止に際して検討されるべき代替刑、その下に、仮釈放の可能性がない終身刑制度を導入しようということになっています。

ただ、あまり知られていないことかもしれないのですが、現在は無期徒刑という刑罰があつて、制度上10年の仮釈放制限期間がありますけれども、10年を超えたら仮釈放ができるというふうに、法文上はなっているんですね。

ですが現実には、今無期徒刑の人が1、800人ほどいるのですが、そのうち、生きて外に出られる方がどのぐらいいるかというと、刑務所に入っている間に死んでしまう人の数の方が、仮釈放で外に出てくる人の数よりも、多くなってしまっているんです。30年、40年、50年と刑務所の中において、中で死んでしまうのです。そういう意味で、実質的には既に仮釈放のない無期徒刑に化してしまっているという批判があるんですね。

ですから、日本は死刑制度があるし、実質的には仮釈放のない終身刑というの、もう既にあるようなものだという批判が、一方からはあつて、そういう刑罰制度全体を改革しなければいけないんだという声があつて、なかなか運動を進めていくときに、死刑をちょっと置いておいて、仮釈放のない終身刑をまず導入しようという構成をとることが、なかなか難しいのです。

それ自体がおかしいことなんですけれども、現状既にそこまで制度としてはおかしくなっていることは法務当局の人もよく分かっているのしょうけれども、なかなか、政治家を動かさないと、変えられないんですね。でも、なかなか票にならないテーマですから、政治家の皆さんが動いてくれない。そういう中で今、日弁連としてはどうやって制度改革をしていくのかと。そのときに、おっしゃっているように、死刑だけを持ち出してはいけないんだと。死刑廃止かつ仮釈放のない終身刑導入という形で、パッケージで提案しようというのが、今の日弁連の方針です。

(齋藤副会長)

ちょっと敷衍しますと、今まで有期刑の長期は15年、加重して20年までだったのが、30年になっています。すると、有期刑の人が30年なのに、無期徒刑の人はその前に出てきていいのかという、多分そういう批判があるんだと思うんですね。ですから、30年服役して、やっと無期徒刑の人でも仮釈放の申請をして、それが認められるのは、年間5、6人とか、一桁なんですよね。だから、先ほど小川原さんが説明されたように、刑務所の中で亡くなる人がどんどん増えていると。じゃあ仮釈放の考え方をどう考えるかというのが一つあります。

この前、テレビでたまたま死刑を免れた人々という番組をやっていたんですが、死刑を

免れたけれども、結局、仮釈放で刑務所を出るまで30年、40年経って、じゃあ出たときに、人として生きていけるかという、出てきたその日に心筋梗塞か何かで亡くなってしまった人もいますね。

そうすると、受刑者の在り方をどうするかというのは、それは死刑の問題とも一つ関わりのあるわけですが、少なくとも我々の考え方というのは、まず死刑を廃止しましょう。その上で、代替刑が、やっぱり納得するような最高刑、極刑じゃなければならないから、仮釈放のない終身刑にしましょうという、そういうところまでは、基本的に考えているんですね。それと、仮釈放のない終身刑と、今の無期刑の人たちをどういうふうに区別するのかという問題もあります。

ですから、刑罰制度自体をみんなで考えていただかないといけないと思います。被害者にとってみれば、もう二度と刑務所から出てきてほしくないという感情はすごく分かるかもしれませんが、ただ、人間は変わり得るところに意味があって、そのために更生施設があったり、矯正教育がされたりしているわけです。どういうときに、どういう条件で社会に送り出すかというのは、それはまたみんなで考えなければいけないことだと思うんですけど、少なくともパンフレットの1ページの裏のところにもある、どうして死刑を廃止するんですかという理由を理解していただいて、その上で、死刑を廃止するというふうになったときに、どうしたらいいのかということをおみんなで考えていく。そういう議論を国民の皆さんとやっていく。それを理解していただいて、国に制度を変えていただく。そういう運動をこれから我々はやっていかなければいけないし、皆さんにもご協力いただいて、広めていきたいと思っています。

(北川議長)

よろしいですか。

(湯浅委員)

ありがとうございます。

(北川議長)

それでは井田さん。

(井田委員)

どうもありがとうございました。私も新作のパンフレットをいくつかの場所で拝見して、すごくよくできているなと思いました。私も時々、大学生の人に講義することがあって、死刑の話をする、本当に知らないんだなと思うことがあります。例えばこのパンフレットの地図で、今死刑を実際に執行している国はこのような感じですがどう思いますかと言うと、皆、エーって驚くんです。生まれた国で死刑をやっているから、死刑というのは制度としてあるものだと思っていたら、実はそうではないんだと。日本と基本的な価値を共有している民主主義の国だと、恐らくアメリカと日本しかやっていないというところに、この地図を見て気づく大学の3年生、4年生の学生さんたちがいることに、私の方が驚いて、新聞もなかなかきちんと情報を届けていないのかと反省するとともに、難しいことを

言わなくても、今世界はこうなっているんだよ、日本の死刑制度はこうなっているんだよというのを伝えるということがまず大事なのだと思います。先ほど吉柳さんも、議論の土台となるような知識が大事だとおっしゃったんですけれども、全くそのとおりだと思います。

それで、こういったパンフレットも、手に取りやすいんですけども、中に書いてあることはやはり結構難しいので、もう一段簡単なバージョンを作っていただいて、中学生や高校生に読んでもらいたいなと思いました。読んだ結果、どちらの考えを持つとしても、私自身は、それぞれ考えてくれればそれでいいと思っていますが、多分成人になるまでに、死刑制度というのを相対的に見る機会が私たちにはないのだなと思いましたので、何かそういうきっかけになるものがあると良いのではないかという意見があります。

もう一つ、質問ですけども、世論調査について、重要な働きかけをこれまでされてきて、2014年までの調査があまりにも死刑はやむなしというところに誘導する内容だというのは、私自身も気になっていましたし、弁護士会として働きかけしているのを見つても、これは同じことを聞くのが大事だからなかなか簡単には変えられないという話もありましたので、2014年によく変わったなと思いました。やはり客観的にこれはおかしいですよねということを示していけば変わるんだということ、ちょっと驚いて、感動したのを覚えています。

それで、今年の2019年調査に当たっても、まだ今の質問項目も、きちんと民意を拾う材料になっているのかどうかと問題提起されているようで、その議論は、どのように整理されているのかというのが一つ質問です。

あと、資料の「死刑制度に関する政府世論調査に対する意見書」の表2というところに、廃止反対者の質問として、将来の廃止可能性を聞いてみたら、死刑廃止に反対ですと言っている方だけに聞いたら、将来も存続とおっしゃっている方も57%もいらっしゃるんだけれども、暫時廃止と言っている人が4割もいるんだという、こういうところのメッセージをどうとっていくかということだと思っただけです。

そこで、なかなか正しい知識がない中で、こんな質問をいきなり世論調査で持ってこられても、正直なかなか市民として答えにくいところもある中で、こういう結論が出てきた結果について、どう共有して、法曹三者なりで、どんな議論をされているのかということについてもお聞きできればと思います。

(小川原事務局長)

まず、2019年の世論調査に向けて何をやっているかということについてですが、日弁連では意見書を作って、先日、法務省の担当者の方に、日弁連としては、2014年に質問項目が変わりはしたけれども、まだ不十分なんだということ、述べる意見書をお渡ししてきました。

さらに、マスコミの皆さんに、プレスセミナーのような形で、市民の8割が死刑はやむを得ないと言ったということで、そのうち4割は、将来は死刑を廃止してもいいんだと

言っているということをちゃんと市民の皆さんに伝えてください、そういうふうに報道してくださいということを、日弁連としては、マスコミの皆さんに対しても求めています。

もう一つ、こういう項目の分析なんですけれども、法務省の担当者と話していると、根本的になぜこういう聞き方なのかとお聞きすると、根本的にですね。そうすると、賛成、どちらかといえば賛成、反対、どちらかといえば反対とか、分からないとか、そういう価値中立的なことが知りたいのではなくて、どんな犯罪であったとしても死刑に反対なんだという、絶対的な死刑廃止論者が、国民の中にどのぐらい占めているかを知りたいんだというんですね。絶対的死刑廃止論者はこのぐらいいて、あとはその他なんだと。何でそんなことを聞きたいんですかと、むしろこっちが聞きたくなるんですけれども、そんなこと聞いてどうするんだと思うんですけれども。

ただ、国民の間で、中立的な聞き方をすれば、さっき言ったように回答はだいぶばらけてくるし、もっと国民に情報を提供していけば、死刑の執行の仕方とか、どうやって選ばれるのかとか、そういったことをもっともっと国民に対して情報を開示していけば、世論調査の結果も変わり得るんだという観点から、内容の検討であるとか、法務省担当者との会話とか、マスコミの皆さんへの説明とか、そういうことを重ねています。

(北川議長)

よろしいですか。ほかに。どうぞ。

(中川委員)

難しい問題で、迂闊に言えないなという気もするんですけれども、私実は、非常に強烈な応報論者だったんです。当然だと。死刑があるのは。例えばかわいい娘を殺されて、息子でもいいですけれども、その両親の気持ちというのを考えたら、それは当然応報になるよという非常に単純な考え方なんですけれども、若い頃はそういうふうに思っていましたし、それずっと変わらなかったですね。

だけでも、60ぐらいかな、になってから、いろんなものを読んだり、とりわけ仏教に関心を持ちまして、仏教のことをいろいろ勉強したり、あるいは死刑というものを哲学的に考えたらどうなるんだろうと。感情を全部どけて、本もあるんですよ。日本で書いておられる人もいます。津田塾の先生で、萱野稔人さんという人、書いておられますね。それからヴィクトル・ユゴーが、「死刑囚最後の日」という小説を書いて、これは非常におもしろい小説なんですけれども、要するに死刑される者の側から見ているんですよ、ものを。する方じゃなくて。だから家族の問題とか、そういうものを書いているんです。あの当時はギロチンの時代ですから。今とは全然違ったと思うんですけど。そんなものを読んだりして、本当に死刑というものが、何を意味するんだということをここ10年とか15年考えまして、そしてだんだん意見が変わってまいりまして、今はやっぱり死刑は廃止すべだというふうに考えています。

その決め手というか、何がじゃあそういうふうに転換させたのかなというのを考えますと、どうもやっぱり仏教的な考え方が一番強かったと思います。それはどういうことかという

と、スリランカが戦後の賠償補償、請求権を放棄しましたでしょう。スリランカという国があって、第二次世界大戦の戦後賠償の請求権を、日本に対する請求権ですけども、あの国だけが放棄したんですよね。その放棄の理由が、北海道のあそこに石碑が残っていますけれども、お釈迦さんの言葉で、恨みは恨みをもって消すことはできないということなんですよね。恨みに対して恨みをぶつけても、それは恨みは消えないよと、いつまで経っても。恨みを捨てなさいということを行っているんですけども、そういう理由で、スリランカは非常に小乗仏教の厚い国ですから、そういうことで恨みを彼らは放棄した。

この考え方は、ものすごく難しいし、なかなか取り入れることはできないんだけど、けれどもやっぱり応報に対する対立概念でありまして、仏教の世界では非常にこれは普通の考え方なんですよね。さっき仏教団体とおっしゃいましたけれども、やっぱり僕は日本人のメンタリティを変える一番強いのは、その辺だと思いますよ。

これね、理屈は全部分かります。えん罪の問題だとか、犯罪は社会の産物だとか、国際的には全部廃止しているとか、全部理屈は分かりますよ、頭では。けども、となっちゃうわけですよ。けども、かわいい娘を殺されてほっとけるかと。パッと戻っちゃうんですよね。これが日本人なんです。だから、もっと深いところ、深いところからいかないと、理屈をたくさん並べても、なかなかこれは、通用はするんだけど、心動かすのには難しいと。

だからやっぱり、どういう方法がじゃあいいのかと言われると困るんだけど、もう少し深い深い哲学的なところを少し掘り下げて、どういう方法がいいのかな、やっぱり仏教団体とか、何とか哲学者とか、何とかそういうところを利用しながら、それも加えてやっていくという方法をとらないと、ちょっと言えば言うほど、分かったけど駄目だということになりがちなんじゃないかなという気がするんですけどね。

(小川原事務局長)

本当におっしゃるとおりだと思います。ですから、日弁連は死刑廃止を求める理由を一点に絞っていないんですね。様々な観点から多様な取組の仕方というか、関わり方があって、特に今おっしゃられたような仏教的な日本人の生活だとか、文化だとか、習慣だとか、そういったのに照らし合わせて、やっぱり死刑がない方がいいんだと、素直に感じられるような状況をどうやったら作っていきけるのかと。やっぱりそれにはお坊さんからご信徒に教導していただく場を活用しないと難しい。中川委員のように、本でお釈迦様の考え方から入っていきける方はもちろんいいんですけども、なかなかそういう方が多いわけでもないわけですから、お坊さんからご自分のお寺の信徒に言っていただけるような状況を作っていきたいなど。どれだけ可能で、どれだけ説得的かというのはありますけれども、そういうことも今やっております。

(北川議長)

ほかに。フットさん。

(フット委員)

私の印象としては、日本人にとって恐らく一番アピール力があるのは、えん罪の可能性ではないかと思います。このパンフレットの猫のところを辿っていきますと、1980年代に死刑確定囚に対する四つの再審無罪判決がなされ、また、2014年に再審開始決定が出された、ということが分かります。ですが、そこまで読むと、救済されて死刑にはならなかったという印象といますか、なんとなく安堵感を与えてしまうような気がします。えん罪であったのに実際に死刑が執行されたという例があれば、それは非常に悲しいことですけれども、大変ショッキングなことでもあり、一般市民に対してはアピール力があるだろうと思います。せめて、再審無罪判決が出された四つの事件の囚人は皆、今日にも執行されるかもしれないという恐怖感を覚えながら、30年間以上刑務所に入っていた、ということも書いてはどうかと思います。

そこで、以前の世論調査の結果を見ますと、確か免田事件やその他の事件が一番報道されていたのは、80年代の前半だと思いますが、80年から89年までの間に世論調査が行われていないようですが、それは関係しているのでしょうか。当時はえん罪事件が次々と報道が出ているので、この時期はという。

(小川原事務局長)

そうですね。やったはずですね。80年から89年の9年間で。

(フット委員)

それまでは5年ごとで、その後も5年ごとですが、こういう統計を見て、あの時期でさえ、反対は6割強、66%程度であるというのは、私はちょっと意外に思いました。あの頃は、あれだけえん罪事件が話題となっていたのに、確かに質問文には問題があると思いますけれども、それにしてももうちょっと賛成の方が多くなっていたのではないかという印象でした。

(小川原事務局長)

ヨーロッパで死刑廃止になった国が、その時点でどのような世論調査の結果だったのかというのを調べていまして、フランスが死刑を廃止したときには62%くらいは死刑に賛成だったんだと。イギリスの場合は、誤執行が明らかになっての死刑廃止なんですけれども、それでも、やっぱり本当にそんなに多いのかと。8割ぐらい死刑に賛成している人がいたとか、今、韓国では、20年以上死刑の執行をしていない、いわゆる事実上の死刑廃止国になっているのですけれども、世論調査をすると、6割以上の人が死刑に賛成という回答をする状況ですね。

カリフォルニア州は、この間、州知事が死刑の執行をしないと宣言したのですけれども、カリフォルニアの場合は、住民投票の結果でないと廃止できないというところなんです。そうすると、カリフォルニア州で活動している人に聞いたところ、死刑廃止だけ問うては駄目なんだと言うんです。どんなに頑張っても、住民投票で勝てないんだと。死刑廃止プラス仮釈放のない終身刑、これを問うて初めていい線までいくかというところで、それでも勝てないんだと。さらにもう一つ、受刑者が、被害者の遺族に対して、賠償金のような

形でお金を払う制度を加えると。個人が個人に払う形でなくても、どこかに寄付するとか、基金を作るとか、いろいろな形があるかと思うんですけども、死刑廃止、仮釈放のない終身刑、賠償制度、この三つを重ねるといい勝負というか、勝てる可能性が出てくるそうなんです。

ところが、この間のアメリカ大統領選挙のときに違う逆風が吹いて、死刑廃止法案みたいなものは通らなかつたんですね。また来年あるわけなんですけれども、ただ、そういう中で州知事は、自分の任期中は、自分の判断で死刑の執行をしませんと宣言したわけですから、なかなか世論調査だけで死刑廃止が多数になるということは望めないのが世界の現状だと思います。

(北川議長)

よろしいですか。

それでは時間が差し迫っておりますので、これで議論を打ち切りたいと思います。お二人の副会長さん、ありがとうございました。

6. 次回日程

(北川議長)

それでは、これで今日の市民会議は終わらせていただきたいと思います。次回の日程でございますが、第63回の市民会議、次回の会議は、内定を通知させていただいております2019年9月17日、火曜日ということで、9名の方が参加可能なので、この日に行いたいと思います。ただ、今回は、午後1時30分から午後3時30分ということで、少し時間が早まっておりますので、ご了承いただきたいと思います。

7. その他

(北川議長)

以上で会議は終了いたしますが、何か、委員の皆さん、あるいは弁護士会の皆さん、よろしいですか。

8. 閉会

(北川議長)

それでは、本日は予定しておりました審議を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

(菊地会長)

ありがとうございました。

(了)